

ID: 5400

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	日影による中高層建築物の高さ制限の緩和許可		
法令名 根拠条項	建築基準法第 56 条の 2 第 1 項		
法令番号			
【基準】 建築基準法第 56 条の 2 （日影規制による中高層の建築物の高さの制限）の規定による			
標準処理期間	40 日		
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日